障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十四条第二項の規定により、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがない地域を次のとおり認定します。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

認定した地域	認定年月日
宇陀郡曽爾村の全部の区域	平成二十三年三月三十一日
宇陀郡御杖村の全部の区域	平成二十三年三月三十一日